

# 法定外公共物占用許可に関わる手引き

担当課係名：館山市建設環境部建設課管理係

電 話：0470（22）3631

## 1 この申請書で請求できる許可は

**『法定外公共物占用許可』**です。

法定外公共物とは公共物のうち、道路法、下水道法等が適用されない道路、水路等をいいます。

その法定外公共物に工作物、物件、又は施設を設け、継続して使用する場合には館山市法定外公共物管理条例第4条に基づく法定外公共物占用許可が必要です。

## 2 申請できる人

申請書は **1部提出**です。申請(占有)者の住所・氏名を記入し、押印してください。

その他に位置図、現況図、計画図、構造図、公図、現況写真等を添付してください。

申請は許可を受けようとする日の **3週間前**までにお願ひします。(図面等の差し替え等があった場合は差し替えの期間を除きます。)

許可後、工事が完了した場合は、第8号様式(第7条)工作物等新築(改築)完了届出書(許可書の写しと出来高比較表、工事経過写真を添付)を速やかに提出してください。

許可後に氏名等、許可事項の変更、期間更新の場合はそれに関する書類を1部提出してください。

## 3 許可できない場合

- ・法定外公共物の構造保全及び安全かつ円滑な交通確保の面から交通の安全などを阻害するもの。
- ・法定外公共物の占有が、法定外公共物の敷地外に余地がないためやむを得ないものであると認められないこと。

## 4 占用料

占有物件により異なりますが、占用料を負担していただきます。

## 5 その他

対象物件が、法定外公共物であるかどうかの確認は建設課管理係までお問合せください。

- ・許可を受けた占有物件の維持管理は占有者となります。また、占有物件により占有期間が異なりますが、更新手続が必要となります。更新時には建設課より書類を発送いたします。

## 6 申請窓口

3号館1階 建設課管理係